

日本公庫 国民生活事業から「金利」に関するお知らせ

24年度から金利体系が変更になります。

■「担保・保証」の条件により異なる金利が適用されます。

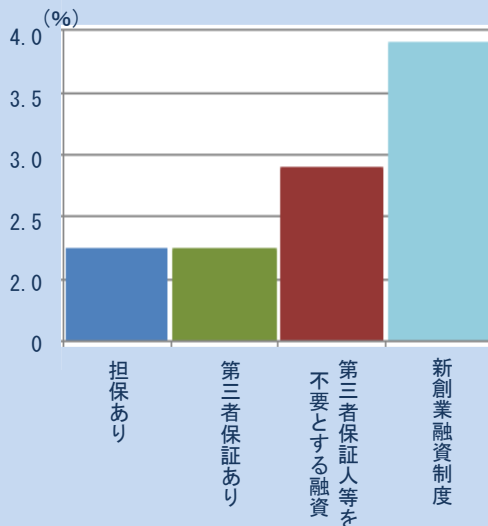
《主なポイント》

- ・担保をご提供頂いた場合は、担保等の状況に応じて異なる金利が適用されます。

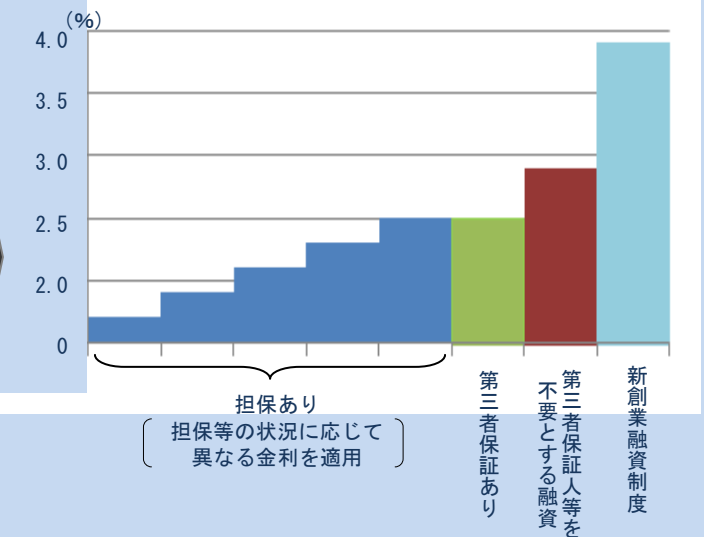
(※)「第三者保証人等を不要とする融資」および「新創業融資制度」を適用する融資については、今回の変更の対象ではありません。

【金利水準のイメージ】

○現行



●新金利体系



(※)表中の金利はイメージであり、24年度の金利水準を示すものではありません。

(注1) 普通貸付（一般貸付）、特別貸付及び生活衛生資金貸付の直接扱を対象とし、代理貸付および次の制度は対象外とする予定です。

挑戦支援融資制度、経営改善貸付、生活衛生改善貸付、災害貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付、厚生年金等担保貸付、記名国債担保貸付、東日本大震災復興特別貸付（震災セーフティネット関連を除く。）

(注2) これまでと同様に、お使いみち、返済期間、ご利用いただく融資制度等によっても金利が異なります。

(注3) 平成24年4月利率改定分からの導入を予定しています。



日本政策金融公庫 国民生活事業

※ご不明な点は、最寄りの支店（国民生活事業）の窓口までお気軽にお問い合わせください。

信頼と安心を、
明日の力へ。



日本公庫

検索